

第 10 期中央教育審議会大学分科会
法科大学院等特別委員会委員名簿

委員：平成 31 年 2 月 15 日発令
臨時委員：平成 31 年 2 月 1 日発令
専門委員：令和元年 6 月 4 日発令
※丸山委員：令和 2 年 1 月 31 日発令
※富所委員：令和 2 年 7 月 3 日発令
※片山委員：令和 2 年 9 月 9 日発令

(委員) 2 名

有 信 睦 弘 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授
東京大学大学執行役・副学長
清 原 慶 子 杏林大学客員教授
ルーテル学院大学学事顧問・客員教授

(臨時委員) 1 名

土 井 真 一 京都大学大学院法学研究科教授

(専門委員) 21 名

井 上 由 理 出光興産(株) 上席執行役員
大 澤 裕 東京大学大学院法学政治学研究科教授
大 貫 裕 之 中央大学常任理事・法務研究科教授
加 賀 讓 治 創価大学法学部教授
片 山 直 也 慶應義塾大学大学院法務研究科教授
菊 間 千 乃 弁護士
北 居 功 慶應義塾大学大学院法務研究科委員長
木 村 光 江 東京都立大学 法科大学院教授
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
酒 井 圭 弁護士
潮 見 佳 男 京都大学副学長、大学院法学研究科教授
染 谷 武 宣 司法研修所事務局長
高 橋 真 弓 一橋大学大学院法学研究科准教授
富 所 浩 介 読売新聞東京本社論説副委員長
中 川 丈 久 神戸大学大学院法学研究科教授
松 下 淳 一 東京大学大学院法学政治学研究科教授
丸 島 俊 介 弁護士
丸 山 嘉 代 法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
水 島 郁 子 大阪大学大学院高等司法研究科教授
山野目 章 夫 早稲田大学大学院法務研究科教授
山 本 和 彦 一橋大学大学院法学研究科法曹養成専攻長

計 24 名
令和 2 年 9 月 9 日現在

法曹コース設置大学へのアンケート【最終報告書】

1. アンケート実施期間：2020年6月26日～7月6日
2. アンケート実施方式：Google Formを用いたオンラインアンケート
3. 回答数：26校
4. アンケート集計結果

【注記】 以下の集計における自由記述の部分は、明らかな誤植、文字化けを訂正した以外は、回答者の回答をそのまま記載している。

1. (1) 貴学部では、現時点では、今学期の講義はどのように提供されていますか。

	オンライン授業	対面式授業とオンライン授業の両方	合計
度数	20	6	26
%	76.9	23.1	100.0

(2) 上記の質問で、「オンライン授業」または「対面式授業とオンライン授業の両方」と回答した方にお尋ねします。オンライン講義とは、以下のどれに該当しますか。(該当する内容全てにチェックをお願いします。)

【選択肢】

- 同時双方向型（教員と学生がインターネットを介してつながった状態で、リアルタイムに音声や動画で双方向のやりとりをする形態）
- 録画配信（オンデマンド）型（授業を録画したビデオを視聴して、別の手段（メールや掲示板など）で質問や議論を行う形態）
- 資料配信型（講義資料（スライドなど）を視聴して、別の手段（メールや掲示板など）で質問や議論を行う形態）
- 自習学習型（教科書による自習、演習などを中心として、別の手段（メールや掲示板など）で質問や議論を行う形態）

【単純集計】

		該当	非該当	合計
同時双方向型	度数	24	2	26
	%	92.3%	7.7%	100.0%
録画配信	度数	24	2	26
	%	92.3%	7.7%	100.0%
資料配信型	度数	20	6	26
	%	76.9%	23.1%	100.0%
自習学習型	度数	8	18	26
	%	30.8%	69.2%	100.0%

【回答の組み合わせ】

	度数	%
同時双方向型＋録画配信型＋資料配信型	11	42.3%
同時双方向型＋録画配信型＋資料配信型＋自習学習型	7	26.9%
同時双方向型＋録画配信型	4	15.4%
同時双方向型＋資料配信型	1	3.8%
録画配信型＋資料配信型＋自習学習型	1	3.8%
録画配信型	1	3.8%
同時双方向型	1	3.8%
合計	26	100.0%

2. 以下、現在のコロナウイルス問題への対応の必要性が当面（今年度一杯）継続すると仮定して、該当する方にチェックを入れてください。

	該当	非該当	合計	
① 通常予定している授業回数の提供が実質的に難しい	度数	6	20	26
	%	23.08%	76.92%	100.00%
② 予定していた授業内容を提供することが実質的に難しい	度数	10	15	25
	%	40.00%	60.00%	100.00%
③ 担当者の手当や支援体制が整わず、カリキュラムで組まれている科目について開講できていない、またはできない恐れがある	度数	3	23	26
	%	11.54%	88.46%	100.00%
④ 授業の出欠を取るの現実的に難しい	度数	10	16	26
	%	38.46%	61.54%	100.00%
⑤ 厳格な成績評価の実施は難しい	度数	11	14	25
	%	44.00%	56.00%	100.00%
⑥ 論述式試験の実施は難しい	度数	16	8	24
	%	66.67%	33.33%	100.00%
⑦ 授業の参加態度を平常点として成績に反映することが難しい	度数	11	14	25
	%	44.00%	56.00%	100.00%
⑧ オフィスアワーでの個別指導など、授業外での学生指導体制の確保が難しい	度数	16	10	26
	%	61.54%	38.46%	100.00%
⑨ 図書館・自習室などの教育に必要な施設・設備の提供が難しい	度数	19	7	26
	%	73.08%	26.92%	100.00%
⑩ 事務体制の維持が困難となり、法曹コースの実施または準備に影響が生じている	度数	3	23	26
	%	11.54%	88.46%	100.00%
⑪ ①～⑩またはその他の点により、当初通りの連携協定の履行に支障が生じている	度数	6	20	26
	%	23.08%	76.92%	100.00%

注) 一部欠損値（無効回答）があったため、合計は必ずしも回答総数の26となっていない。

3. 上の①～⑪までの項目で、困難を生じている、影響が生じていると回答された場合で、当該困難等についてとった対策、あるいはとることを検討している対策があればご記入ください。

項目	Q3FA
①②	①②:急遽、対応する必要があった春学期については、授業実施期間を短縮せざるをえず、その分、授業に加えて課題に取り組んでもらったり、補講を行ったりすることで対応することとしたが、秋学期については授業回数を減らさざるを得ない事態は生じないのではないかと考えている
③	③については、実務家による講義(業務内容にわたる講義内容を映像配信方式で提供することが困難など)に支障が生じる可能性がある。
③	③に関して、一部の集中講義の開催が困難な場合が予測される。対応策は現在検討中。
④	④課題の提出によって出欠を確認している講義がある。
⑤⑥	⑤⑥につき、論述式試験に代えてレポート課題を課し、かつレポートの評価基準を明確にすること。
⑤⑥	⑤⑥に関して、論述式の筆記試験に代えてレポート課題を課すこととしている。
⑤⑥	⑤⑥に関して、期末の論述式試験にかわる様々な評価方法を措置し、組み合わせて実施している。レポート課題の複数回実施、基礎知識確認テスト(択一)の取り組み状況の確認等。
⑤⑥	⑤⑥に関して、教室での筆記試験の実施を選択肢として認めた
⑤⑥	⑤⑥に関して、論述式の筆記試験に代えて、レポート試験を課すことを認めている。
⑤⑥	⑤⑥論述式筆記試験に代わりレポート課題を課す、⑨オンライン授業受講のためPC教室を開放(予約制)や図書オンライン申込・郵送貸出を実施
⑤⑥	⑤⑥大学に学生を集めてのペーパーテストという形での成績評価を実施することが難しいが、小テストを実施する、レポートの評価方法についてFDで検討を行う等により、成績評価の客観化に努めている。
⑤⑥	⑤⑥については、ウェブ上で記述式の試験を実施し、成績評価基準も維持する予定である。
⑤	⑤について、筆記試験に代えた措置を講じている。
⑤	⑤について、法律基本科目については、オンライン試験または対面型試験で論述式筆記試験を行う。特に、オンライン試験の場合、オープンブックで行うため、問題を相当工夫することになる。成績評価基準に変更はないが、従前と同様の差別化は実際には図りにくい場合も少なくないと予想している。
⑥	⑥について、レポート課題等により対応する方針である。また、教員の希望により、一定の要件をみたした上で、論述式試験を実施することも検討している。
⑥	⑥について、授業は主にオンラインで行うが、論述式の定期試験は対面での実施を

	予定している。
⑥	⑥に関して、教室での論述式試験の実施が困難になった場合に備え、オンラインの方法での論述試験を準備している。
⑥	⑥に関して、教室で行う通常の論述式の筆記試験の実施に代えて、試験レポートを課すこととしている。また、学期途中でも授業の理解度をチェックするためのレポート、小テストなどを学内サイトの機能を用いて複数回実施している。
⑦	⑦課題の提出によって平常点としている講義がある。
⑧	⑧に関して、対面の質疑応答は困難であるが、メール等による質問を受け付けている。
⑧	⑧:各授業内での質問受付等を明示することを要請したり、法曹コース生についてはチューターに質問ができるような態勢を整えている。
⑧	⑧に関して、必要に応じて Zoom 等を用いて個別指導を実施することとしている。
⑧	⑧に関して、Zoom などによる指導も行うものの、十分とは言えない。
⑧	⑧につき、ポータルサイトのフォーラム機能やメールで質問の対応を行う。また、定期的に学生と個別面談を実施する。
⑨	⑨:WEB 申請で図書の貸し出し希望を受け、図書館から配送している。また、自宅からアクセスできる電子図書を拡充している。
⑨	⑨に関して、自習室・図書館等の使用が制限されているが、LS生は、必要なデータベースにアクセス可能となっている。
⑨	⑨について、感染状況を見ながら段階的に、書架の利用、次に閲覧席の利用など施設利用について順次解禁していくことを検討している。
⑨	⑨:図書の郵送貸し出しサービスの実施、予約制による人数を限定した時間制限付き図書館利用の実施
⑨	⑨インターネットで受け付けた貸し出し図書を図書館から配送している(4月から6月中旬まで)。6月以降は来館した学生に貸し出しを行っている。
⑨	⑨につき、ネットで貸し出しの受け付けを行い、図書館から書籍を配送している。他方、自習室の提供は現状では困難。
⑨	⑨について、電子データベースを期間限定で拡充したが、とても十分とは言えない。
特定なし	個々の教員の判断に委ねられている部分が多い、小テスト、期末オンライン試験を実施する予定の教員もあれば、レポートに変更した教員もいる。端末の先の受講者・受験者の状況を確認できない状況で、学力・学習成果の判定に際し、小テストを繰り返すのか、期末オンライン試験が良いか、レポートに切り替えるのが良いかは、講義の規模等も異なるなか、教員により判断が異なるからである。ただし、成績評価基準に変更はない。図書館の図書の郵送は実施している。
特定なし	新型コロナウイルス感染症対策のため図書館に来館できず、帰省先(名古屋市内を除く)への配送を希望する者を対象に自宅配送貸出を行っている。

特定なし	論述式「試験」の解釈によるが、通常の「試験」は実施不可能であるため、レポート課題を課している。現在のところ成績評価基準を変更することは考えていないが、今後の状況次第では、この点にまで踏み込んで検討する必要がある可能性が出る。
特定なし	論述式の筆記試験に代えて、レポートや小テストといった課題を課すことにしている。
特定なし	論述式の筆記試験を全科目で実施するのは困難であるため、科目によってはレポート課題(その内容は、筆記試験の代替となるべく法的文書作成能力への評価を含むもの)などによる成績評価を実施することを検討している。
特定なし	対面形式での筆記試験は実施せず、代替策として「定期試験に代わる試験または課題」や小テスト・レポート課題、学習履歴等を任意に組み合わせ、考査する方式に変更することとした。なお、成績評価基準については、現行の基準に基づき、適正な成績評価に努めていただきたい旨、全教員に協力依頼した。

4. コロナウイルス問題への対応で、貴校の法曹コース実施または準備にあたり最も困難に思うことは何でしょうか。具体的にお答えください。

No	Q4FA
1	試験については論述式のオンライン試験、テークホーム試験、レポート試験によって厳格な評価を行う予定ではあるのだが、対面型筆記試験の方が、その評価の的確性、厳格性、不正防止等の面で、より優れていることは否めないと思う。
2	・上記3記載のとおり、成績評価について全教員に依頼しているが、どのぐらい厳格に対応できるか、未知数である。 ・学生の声を直接聞くことができず、また例年法学部で実施している「予備試験」に関する講座が中止になったこともあり、法曹希望者がどの程度いるか、把握できていない。
3	Zoom を通じたオンライン授業は手探りの面もあり、シラバス記載予定の当初範囲まで進むことができるか不安定なところがある。届かなかった部分については、補講や補習レジュメ等での対応を予定しているところ、そのようなやり方では、連携協定の趣旨に抵触するのではないかと危惧も有している。
4	オンライン授業の方法により、対面授業と同等の学習成果をあげることは容易でない。特に新生につき、入学当初の学習意欲を維持・向上させて法曹コースの進路選択につなげることができるか。
5	オンライン授業を実施しているため、論述式試験の実施による厳格な成績評価が困難であること。
6	学生証で本人確認をし、不正行為(替え玉受験や資料参照)が行われないように監視した中で論述式筆記試験を行うことができないこと。

7	厳格な成績評価では対面式の論述式試験が基本に据えられていると思われるが、現在の社会状況のもとでは、多くの学生を同一場所に集めて同時に行うこの方式での試験の実施が困難である。
8	厳格な成績評価を満たすかどうかの判断が難しい
9	次年度法曹コース履修希望者へのコース案内や履修指導、法曹コースの学生に対する学習指導
10	図書館の利用が制限されているため、従来の授業内容での演習の実施が難しい(内容を工夫して行っている)。また、合宿形式の夏季の演習、海外の講師を予定していた演習の実施は困難となっており、代替措置が難しい。また、オンラインでの論述式筆記試験における不正行為防止の実効的対策(諸種組み合わせているが、対面型並びとまではいかない)。
11	対面の授業、対面の質疑応答、対面の議論が行えないこと。また、通常の期末試験が行えない可能性があること(期末試験の方法については現在検討中)。
12	対面講義・試験が実施不能の事態のなかで、「厳格な成績評価」とは何かがなお明確になっていない状況が「最も困難」である。個々の教員は教育義務を自らの信念に基づき誠実に果たしているが、それが「厳格な成績評価」を行ったと評価されるかについて不安を有している。
13	対面式での期末試験を実施できないため、厳正・厳格な成績評価をすることに限界があること。
14	当校での法曹コース実施にあたっては、全学および当学部で遠隔授業の方針および成績評価等の基準を定め、それに従って授業と成績評価が行われており、授業の提供と成績評価については基本的に対応できていると考えている。法曹コース選択者向けの科目(応用法学科目等)についても、当校の法科大学院で授業を担当する教員が、法科大学院の授業と同様の方針で科目の授業および平常点評価を含めた成績評価を行っており、法曹コースの理念に則った対応が行われているものと考えている。これに対し、最も困難な問題点は、学生の大学構内への入構と施設・サービスの利用が制限されていることから、(1)学生が学内の端末からのみアクセスできる判例データベース等を利用できない点、(2)授業時やオフィスアワー時などに教員と直接に面談し指導を受ける機会が失われている点にあると考えられる。(2)については個々にオンラインでの面談等も可能であり、今後、ある程度の対応は可能と思われるが、(1)については大学全体での予算措置が限られ、学生にリモートアクセスのパスワードを個別に配布することが難しいため、改善が困難である。
15	法曹コースに所属する学生、法曹コースを志望する学生向けに Zoom を用いたミーティング・説明会を実施する、学習課題を提示し学習意欲の維持を図るなどの対応をとっている。学生の学習意欲は高いように思われるが、実際に対面でコミュニケーションをとる機会を持たないため、学生の反応や状況が十分に把握できているか、懸念

	はある。
16	法曹コース履修学生に対する対面での個別指導が実施できないこと。7月以降に当地の感染拡大状況を見ながら集中的に実施する予定である。
17	本学は既に文部科学省からの認定を受けているので、法曹コース設置準備にかかる懸念はない。 一方、学生への指導は学習面のみならず、多岐に渡るため、対面で綿密に行なわれる機会が損なわれる点が今後どのような影響を与えるか、教員・学生ともども心配に感じている面がある。
18	履修を希望する学生への対面による相談・ヒアリング等

5. その他、関係機関への法科大学院協会からの情報提供や申し入れにあたり、ご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

No	Q5FA
1	他大学の対応・取り組み等で参考になる情報があれば、提供いただけるとありがたい。
2	各大学によって状況も異なり、また、新型コロナウイルスの感染状況の中でも最大限の教育効果をあげるべく柔軟に対応していくことが必要であることから、最大限、教育現場の創意工夫を尊重するようにしていただきたい。
3	法曹志望学生の不利益にならないよう、法科大学院入試や法曹コース設置法学部の試験運用について、積極的な情報提供をいただきたい。また、後者については、ある程度の具体的な指針を示していただけるとありがたい。

以上

法科大学院におけるICT(情報通信技術)を活用した教育の在り方に関する検討結果<概要>

(法科大学院教育におけるICT(情報通信技術)の活用に関する調査研究協力者会議)

検討の目的

- 法曹養成制度改革推進会議決定*を踏まえ、地方在住者や有職社会人が法曹資格を取得するための途を確保
- 地理的制約を超えた法科大学院間連携による教育の質の向上や、実務家等のキャリアアップの機会の確保

[法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日 法曹養成制度改革推進会議決定)(抄)

第3 法科大学院 2 具体的方策 (3) 経済的・時間的負担の軽減

- 文部科学省は、地理的・時間的制約がある地方在住者や社会人に対するICT(情報通信技術)を活用した法科大学院教育の実施について、平成28年度までの間に実証的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、平成30年度を目的に、法科大学院における本格的な普及を促進する。

課題

- いくつかの法科大学院において遠隔授業の実例はあるが、**関係法令や大学評価基準への適合性を気にするあまり、普及が進まないとの指摘**
- そのため、本検討会議において、**専門職大学院設置基準等の関係法令への適合性について、解釈を明確化する必要**

「教育効果要件」への適合性

○ 教育効果要件とは

「十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業」について、メディア授業の実施が可能
(専門職大学院設置基準第8条第2項)

○ 教育効果要件を充足するために配慮すべき要件

<授業時間内>

- ・ 同時かつ双方向・多方向によるやり取りが可能な環境の構築
- ・ 授業に対する受動性が強くないよう、討論・議論の機会の確保
- ・ 必要に応じて、補助教員を配置することが望ましい

<授業時間外>

- ・ ラーニング・マネジメント・システム(LMS)等の活用による教員への質問や、学生同士の議論・交流の機会の確保
- ・ 学修フォローや通信途絶への代替手段のため、必要に応じて、授業の録画配信を実施することも有効

<学修支援全般>

- ・ オフィスアワー等を活用して、学生・教員間でのコミュニケーション手段・機会を確保することが望ましい

その他

最低限必要となるシステム環境、メディア授業に合わせたFDの必要性、法科大学院認証評価との関係、地方大学の法学部や募集停止法科大学院の知的資産の有効活用の検討などについて言及

メディア告示への適合性

○ メディア告示とは

多様なメディアを高度に利用して、授業を行う教室等以外の場所において、授業を履修させることができる要件を規定したもの

<サテライト方式>

テレビ会議システム等を用いて、サテライトキャンパスや他大学などの大学施設内において、授業を受講する形態

- ⇒ 面接授業と類似の環境を整備することが可能であり、**法科大学院の授業において許容される**

<モバイル方式>

ノートパソコンやタブレット端末等の携帯可能な機器を用いて、授業を実施する教室等以外において、授業を受講する形態

- ⇒ 学生側の事情で通信環境に問題が生じる可能性があるため、**利用回数に制限し、面接授業又はサテライト方式による授業と併用**

<オンデマンド方式>

実施された授業を録画し、一定期間内に録画映像を視聴して授業を受講する形態

- ⇒ 授業時間外の学修ツールとしては推奨されるが、**法科大学院の授業において、本方式を用いて単位認定を行うことは望ましくない**

制度趣旨

- 18歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、他の大学や地方公共団体、産業界などと幅広く連携協力し、強みを持ち寄り、人的・物的リソースを効果的に活用しつつ、教育研究の充実に取り組んでいくことが求められる。
- そこで、大学等の緊密な連携を効果的に推進するために、大学等を社員とし、連携に係る協議調整や連携事業を一元的に実施するなどの業務を行う一般社団法人に対し、文部科学大臣が認定する制度を設ける。
- 併せて、認定を受けた一般社団法人の社員である大学の設置者が設置する大学間において、大学が自ら開設することとされる授業科目について、他の大学が当該大学と緊密に連携して開設した授業科目を当該大学が自ら開設するものとみなすことができる特例措置を設ける。

（一般社団法人）〇〇地域大学ネットワーク機構



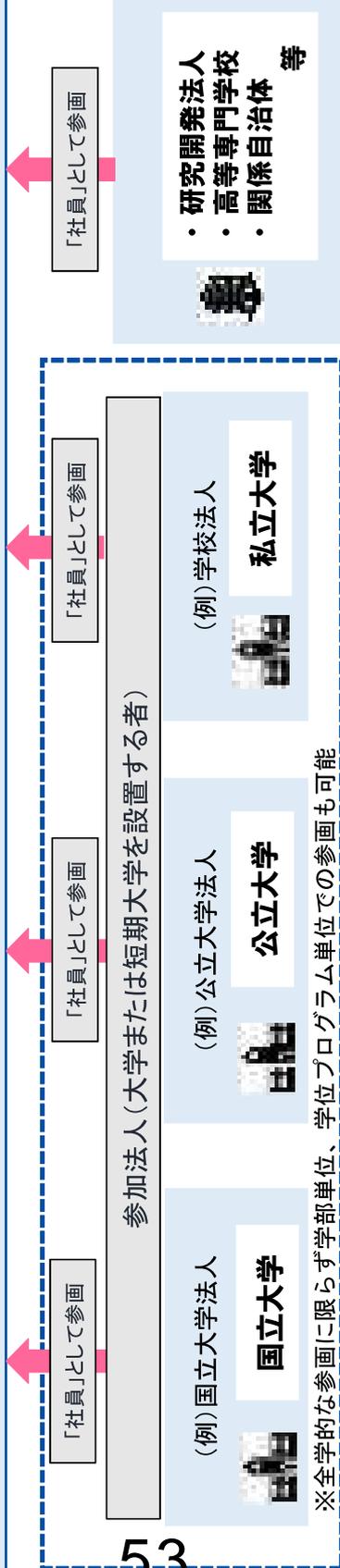
連携推進方針

- 認定を受けた一般社団法人の基本的な運営の方針及び連携業務に関する事項及びその目標
- 教学上の特例措置を活用する場合には、その連携に係る意義・目的や実施計画

連携推進業務（例）

- 教育機能の強化
- 単位互換の促進、連携開設科目の開設※、共同教育課程（共同学位）の促進※、教職課程の共同設置※
- 研究機能の強化
- 産学連携・地域との協働に関する事業の共同実施、研究施設の共同利用、知的財産の共同管理
- 運営の効率化
- FD・SDの共同実施、事務の共同実施、物品・ソフトウェアの共同調達

※一法人傘下の大学間及び認定を受けた一般社団法人における参加大学間に限定して認めるもの



※全学的な参画に限らず学部単位、学位プログラム単位での参画も可能

文部科学大臣



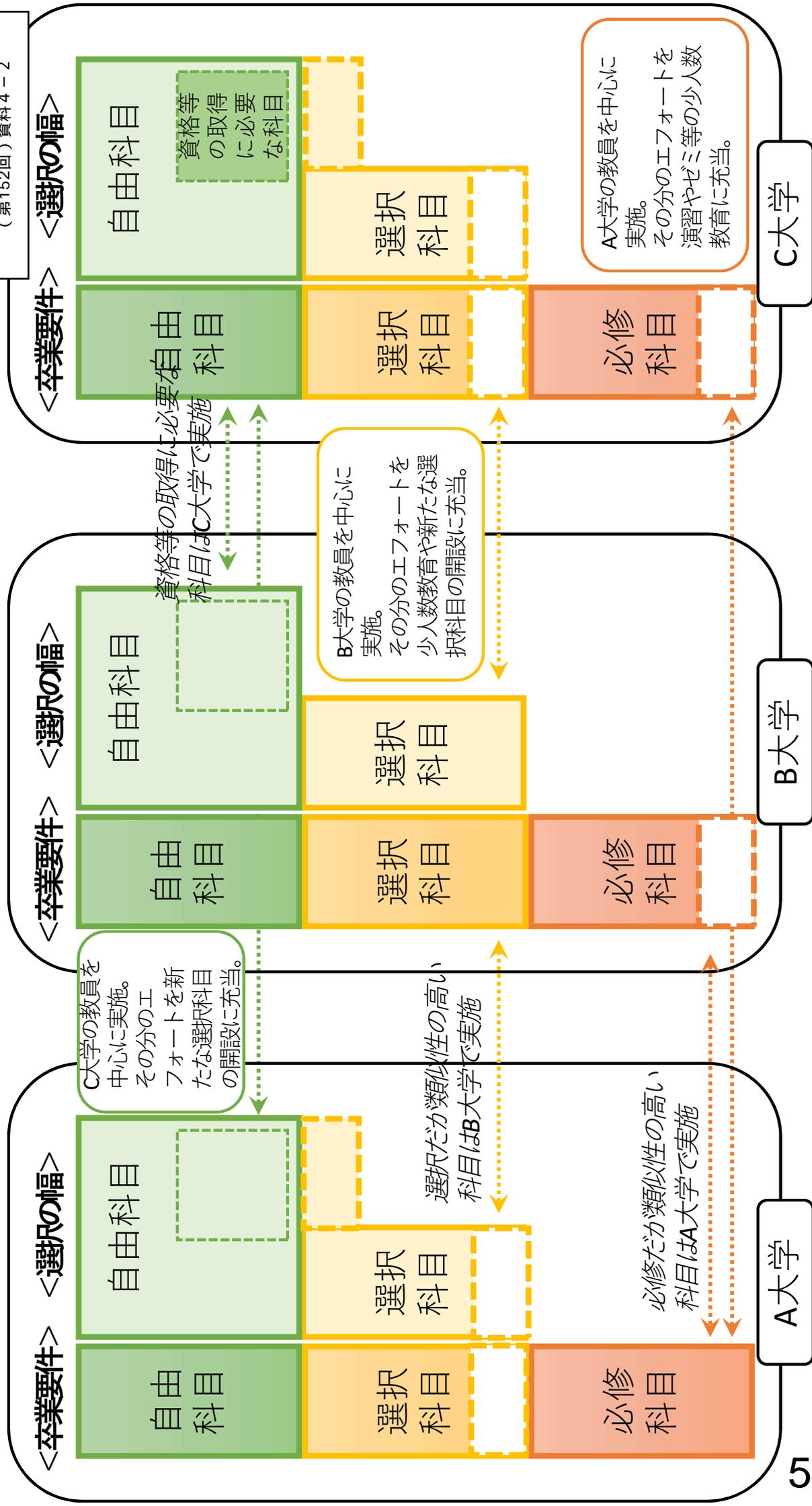
※ 法人には、毎事業年度終了後に事業報告書や計算書類等の公表を求める

大臣による認定基準（例）

- 連携推進業務を主たる目的とすること
- 連携推進業務に必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- 連携推進業務を安定的かつ一体的に行うことが可能な組織体制、役員の構成であること
- 参加法人の有する議決権の合計が総社員の議決権の過半を占めていること

授業科目の「共同開設」制度の実施イメージ（科目開設編）

中央教育審議会大学分科会
(第152回)資料4-2



⇒ 必修科目や選択科目であっても「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。
 ⇒ 資格等の取得に必要な科目を「共同開設」として実施した場合には、各大学において「自ら開設」したものとみなす。
 (各資格等の枠組みの中でも許容されるよう手当することが必要。)

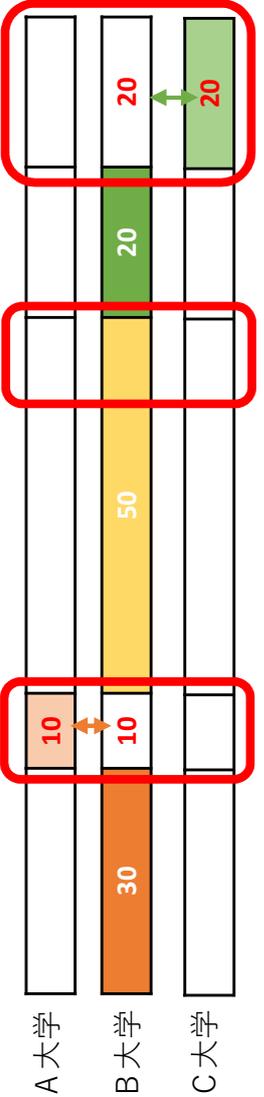
授業科目の「共同開設」制度の実施イメージ（学生履修編）

- A大学の必修科目10単位分、B大学の選択科目10単位分、C大学の自由科目20単位分を「共同開設」とした場合を仮定し、各大学の学生の履修パターンを整理すると以下のとおり。

中央教育審議会大学分科会
(第152回)資料4-2

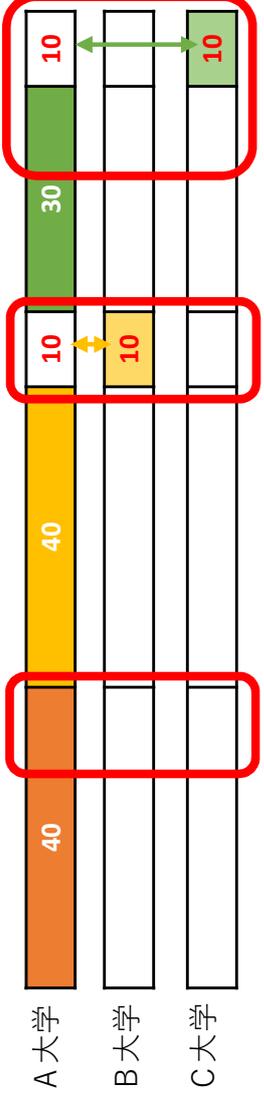
B大学の学生の例

B大学で自ら開設する授業科目のほか、A大学が開設する必修科目10単位、C大学が開設する自由科目20単位を履修して、卒業要件を満たす。



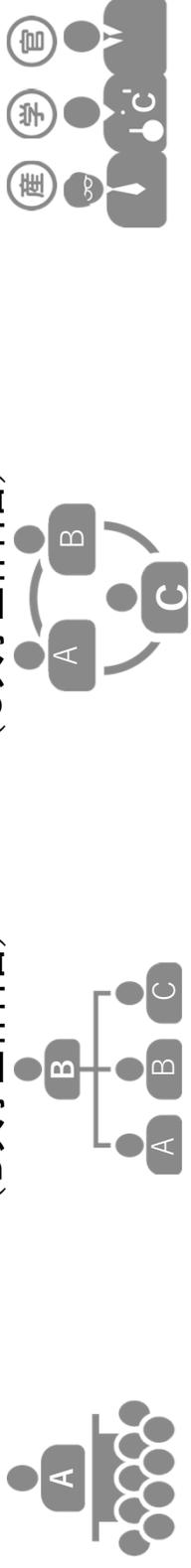
A大学の学生の例

A大学が自ら開設する授業科目のほか、B大学が開設する選択科目10単位、C大学が開設する自由科目10単位を履修して、卒業要件を満たす。



- 「共同開設」科目の形態や方法は様々であり、**対面授業のほか多様なメディアを高度に利用した履修**も考えられる。参加大学間の協議や教学管理体制の下で、適切に計画し実施することが求められる。

- A大学の教員が授業実施 (A大学主幹科目)
- B大学の教員が授業実施、3大学の教員やTAが補助 (B大学主幹科目)
- C大学の教員を中心となり オムニバス形式で授業実施 (C大学主幹科目)
- C大学の教員が連携して、PBL型授業実施 (C大学主幹科目)



- 学生の立場から見た場合、「共同開設」により**科目選択の幅が広がり、各大学の特色ある魅力的な科目を履修することが可能**になると考えられる。(ここまでは単位互換制度でも同様。)

更には、**各大学の資源や強みを持ちあった授業科目の開設、少人数授業やTA補助によるきめ細かな指導、他大学の教員や学生との交流による刺激**などにより、**授業科目や教育水準の向上も期待**される。

<今後のスケジュールについて>

7月15日

・中央教育審議会大学分科会 改正内容を審議

7月～8月

・パブリックコメントを実施

9月中旬以降

・中央教育審議会大学分科会 改正内容を審議、諮問・答申

・公布・施行

⇒通知等の発出を行った上で、今年度の認定申請を受付